

**改正**

平成26年3月26日いわき市規則第4号

令和元年12月26日いわき市規則第29号

令和3年3月30日いわき市規則第17号

いわき市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、いわき市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備等をすべき記録)

**第2条** 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 条例第28条第2項の規定による身体拘束等の記録
- (3) 条例第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第32条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(療養介護事業所の職員の配置の基準)

**第3条** 療養介護事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、利用者の数を2で除して得た数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。  
ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、推定数による。

3 第1項及び次項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 第1項に規定する療養介護事業所の職員(同項第1号から第3号までに掲げる職員を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がないときは、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(モニタリング)

**第4条** 条例第17条第9項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の業務)

**第5条** 条例第18条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(生活介護事業所の設備の基準)

**第6条** 生活介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(生活介護事業所の職員の配置の基準)

**第7条** 生活介護事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とすること。

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うときは、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、推定数による。

3 第1項第3号及び第5項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項（同項第1号に掲げる職員を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がないときは、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（第1項第1号及び第4号に掲げる職員を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

**第8条** 第2条、第4条及び第5条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第2条第1号中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

（自立訓練（機能訓練）事業所の職員の配置の基準）

**第9条** 自立訓練（機能訓練）事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

（1） 管理者 1

（2） 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供するときは、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員のほか、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、推定数による。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項（同項第1号に掲げる職員を除く。）、第2項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がないときは、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

**第10条** 第2条及び第4条から第6条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

この場合において、第2条第1号中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と読み替えるものとする。

(自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準)

**第11条** 自立訓練（生活訓練）事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所は、前項に規定する設備のほか、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けるものとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第58条第8項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準)

**第12条** 自立訓練（生活訓練）事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 管理者 1
  - (2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
    - ア イに掲げる利用者以外の利用者
    - イ 宿泊型自立訓練の利用者
  - (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行うときは、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上
  - (4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
    - ア 利用者の数が60以下 1以上
    - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供するときは、前2項に規定する員数の職員のほか、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、推定数による。
- 5 第1項（同項第1号に掲げる職員を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がないときは、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

（準用）

**第13条** 第2条、第4条及び第5条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第2条第1号中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（生活訓練）計画」と読み替えるものとする。

（就労移行支援事業所の職員の配置の基準）

**第14条** 就労移行支援事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

（1） 管理者 1

（2） 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

（3） 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

（4） サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、推定数による。

3 第1項（同項第1号に掲げる職員を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支



援事業所の管理上支障がないときは、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員の配置の基準)

**第15条** 前条第1項の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する職員及びその員数については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

(準用)

**第16条** 第2条及び第4条から第6条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第2条第1号中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と読み替えるものとする。

(就労継続支援A型事業所の設備の基準)

**第17条** 就労継続支援A型事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準)

**第18条** 就労継続支援A型事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、推定数による。

3 第1項（同項第1号に掲げる職員を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がないときは、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 従たる事業所を設置するときは、主たる事業所及び従たる事業所の職員（第1項第1号及び第3号に掲げる職員を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者及び職員以外の雇用者の数)

**第19条** 条例第83条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

**第20条** 第2条、第4条及び第5条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第2条第1号中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

**第21条** 第2条、第4条、第5条、第17条及び第18条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第2条第1号中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(多機能型事業所の職員の員数等の特例)

**第22条** 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行うときは、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満であるときは、第7条第7項、第9条第7項及び第8項、第12条第7項、第14条第5項並びに第18条第5項（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行うときは、いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年いわき市条例第41号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（同条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所は、第7条第1項第4号及び第8項、第9条第1項第3号及び第9項、第12条第1項第4号及び第8項、第14条第1項第4号及び第6項並びに第18条第1項第3号及び第6項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、市長が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規

定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第88条第4項の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第7条第1項第3号エ及び第7項、第9条第1項第2号エ及び第8項、第12条第1項第2号及び第7項並びに前条において準用する第18条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除して得た数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

（補則）

**第23条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 当分の間、第1号の市長が定めるものに対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（市長が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(2) 前号の市長が定める者である利用者の数を10で除して得た数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、推定数による。

- 4 附則第2項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。
- 6 旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の規定の適用を受ける知的障害者通勤寮について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

**附 則**（平成26年3月26日いわき市規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整を行って引き続き使用することができる。

**附 則**（令和元年12月26日いわき市規則第29号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月30日いわき市規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。